標準小作料決まる

改正農地法の要点のひとつである従来の農地の小作料が実態にそくさないことから農業委員会はその町村毎に農地の標準小作料を定めることが出来ることになっています。それを決めるに当っては、貸す側、借りる側の学識経験者等の代表から充分意見を聞いてその区域内農地の自然的条件や利用上の条件を勘案し農地の区分等普通の農業経営が行われた場合における生産量や価格及生産費等を参酌して貸す人、借りる人もお互に納得のゆくような、しかもその標準小作料が守られるように、そして耕作者経営の安定にむすびつけようとされております。このような法の主旨により農業委員会（会長、佐野悟、板井）は早速黒塚村小作料協議会を設けまして（会長、加藤信吉、木場）今年の二月一七日付農地の賃貸借の促進により農業経営規模を拡大し耕作者の経営の安定と合理化をはかり農業者の経済的地位の向上にむすびつけるため本村農地の実勢及び本村農地の標準小作料をどう考えるか、数字で示して慾しいと諮問して参りました。その後協議会では種々諮問内容を検討され三月三十日付農業委員会長宛折返し答申があり（下記のとおり）去る四月八日の農業委員会で本村の標準小作料が協議会の原案どおり決定されました。今回は田のみの標準小作料でありまして四六年中には畑の標準小作料も決められる予定ですが、これが決まることによって特に今迄の請負耕作やヤミ小作料に正式な手続がとられ、小作地関係から生ずる紛争問題等もなくなることが期待出来ますし、貸す人、借りる人がはっきりした金納で経営の合理化をめざし、安心して励むことが出来ます。詳しい事は地域の農業委員会等にきいて下さい。

◉答申の内容

一、村内の農地事情は農業者の技術的向上等からして等級差はないので全村一率にする。

二、標準小作料算定数値、水稲十アール当り。

項目	金額	説明
①粗収入	74,200	キロ 140円 530k
②生産費用		
㋐肥料費	2,475	基肥、追肥等
㋑種苗費	540	キロ 180円 3k
㋒農業費	3,340	防除、除草等
㋓水利費	3,630	土地改良等
㋔諸材料費	930	苗代資材
㋕動力光熱費	839	乾燥調整等に要するもの
㋖建物費	2,200	作業場等
㋗農具費	7,086	農具償却修理等
㋘雇用労働費	3,330	田植、収穫等
㋙家族労働費	22,000	2,000円11日
㋚資本利子	4,680	労働資本等利子
㋛公租公課	1,594	建物、部落協議費等諸負担
②の合計	52,644	

純収益　①74,200－②52,644＝Ⓐ21,556円
経営者報酬　52,644円×６％＝Ⓑ 3,158円
小作料　Ⓐ21,556－Ⓑ 3,158＝18,398円
98円切捨　＝18,300円

尚、農地法では、標準小作料額の30％までの増額について当時者が合意で許されていますが、それを超えますと農業委員会は減額勧告をします。

農業委員会

離農家に給付金制度が

農業の近代化、高度化が進んで参りますといきおい農業の投下資本、装備が増えて来ますので小農若しくは兼業農家の経営が難かしくなり、いきおい離農者が多くなって参ります。このようなことを充分考え農業者年金を補完するために離農給付金制度が仕組まれてあります。その内容を簡単に申し上げまして該当者の理解と協力をお願いしたいと思います。

離農給付金は、農業者年金を補完するためにつくられたもので、農業者年金の被保険者や農地保有合理化法人、農業者年金基金等に所有農地の全部（自留地一〇アール残してもよい）を第三者に所有権移転した場合に支給されることになっておりますが、後継者への所有権移転は認められないことになっております。離農給付金の支給金額については五五才以上の者で五〇アール以上の所有権をもっている経営主がその所有農地を売渡し、農業をやめる場合は三五万円の離農給付金が支給されます。それ以外の者が農地を売渡して農業をやめる場合は一五〇万円の離農給付金が支給されることになっております。これらの離農を希望しようと思われる経営主は原則として農地の売渡が終了すると予定されるおおむね一年前に離農計画書を農業委員会に提出しなければなりません。さらに農地の売渡が終了した場合は翌日から期算して三ケ月以内に離農給付金支給申請書を農業委員会に提出することになっております。

前記離農希望は農業委員会に用紙等がありますので相談して下さい。

!!本年十二月三十日迄に離農する者については離農計画書は提出する必要はないが、昭和四七年一月一日以降に離農を予定している者については離農予定日のおおむね一年前に離農計画書を提出することとなっており昭和四七年中に離農を予定している者については本年中に計画書が提出されることになります!!

村議会議員決まる

（順不同）

当 六一〇 青木太一郎 32 無新
当 三四七 宮本ひろ 64 共現
当 二七〇 小林賀助 66 無現
当 三〇四 大塚利一 58 無新
当 三四三・八山際寅作 54 無現
当 三一八 渡辺修平 65 無現
当 三四二 江端修吾 61 無現
当 三一八 大野周助 45 無現
当 三八四 鳴海敏雄 51 無現
当 四一〇 丸山和五郎 59 無現
当 四一九 前田重助 64 無現
当 四三八 泉喜十郎 60 無新
当 四〇七 永井彦二 45 無新
当 三八三 笹川盛市 62 無現
当 三六〇 白井弘 49 無元
当 三八三 時田善二 52 無現
当 三九二 内藤隆 41 無新
当 二七五 風間豊治 62 無現
当 四六一 宗村藤市 54 無現
当 三八〇 佐野兵治 56 無現
当 四二三 深沢利英 54 無新
当 三八八 鈴木源吾 61 無現
当 三五三 鵜巻茂市 51 無現
当 三三三 保苅清市 45 無新
当 三六三 大矢正治 53 無新
当 五五八 安藤忠治 51 無新
次 二三九 佐藤寅一 54 無現
二一九・二山際元成 49 無現

県会議員 本村における得票数

武田武夫　七三〇八票
竹内十次郎　六七二票
中山竜雄　五七〇票
小林静夫　一〇九票
鈴木太吉　五八票

教職員異動

転出十七人　転入十八人

新板井小校長

四月一日付けで発令された本村教職員の異動は三十五人と昨年に比べ七人増となり、なかでも板井小学校長松田仁雄松氏が定年退職され後任として、東蒲津川町鳥井小学校より鈴木正市校長が着任された。また大野小学校の内山教頭が、佐渡郡相川町高地北小学校長として栄転され、後任として味方小学校より田原正吉教頭が着任された。このほか一般職員の異動は次のとおりです。転出された先生についてはたいへんご苦労様でした転入された先生には以後よろしくお願い致します。

●黒埼中学校

氏名　転出校名
菊地進　両津市岩首小学校へ
広川信　新潟市中野小屋中学校へ
青木昭平　下越教育事務所社会教育主事へ
佐野典子　豊栄市葛塚中学校へ
平沢節子　新潟市鳥屋野中学校へ

氏名　旧任校名
斉藤健二　西蒲巻町浜松中より
本間弘史　西蒲中ノ口中ノ口中より
平田信吾　新潟市内野中より
内藤ノリ　豊栄市葛塚中より
藤田明子　中魚中里村田沢中より

●大野小学校

氏名　転出校名
内山吉郎　佐渡郡相川町高地北小校長に
風間素夫　柏崎市鯨波小へ
小林トミ子　新潟市沼垂小へ
藤井幸子　新潟市松浜小へ
横山信子　西蒲西川町漆山小へ
緒方昌子　新潟市下山小へ

氏名　旧任校名
田原正吉　西蒲味方村味方小教頭より
相沢恒雄　新潟大学教育学部附属中より
樋口恵子　五泉市五泉小より
石井静枝　西蒲味方村味方小より
笹川トシ　西蒲西川町曽根小より
広野恵子　西蒲月潟村月潟東小より
小出フサ　燕市小中川小より

●山田小学校

氏名　転出校名
小林耐子　岩船郡朝日村高根小へ
萩野雅子　西蒲西川町曽根小へ

氏名　旧任校名
田中節子　中魚川西町白倉小より
中川澄子　西蒲西川町曽根小より
渡辺ヨ　三島郡与板町与板小より

●木場小学校

氏名　転出校名
本間精　十日町六箇小（塩の又分校へ）

氏名　旧任校名
長谷川敏雄　三島郡寺泊町夏戸小より

●板井小学校

氏名　転出校名
松田仁雄松　退職
吉沢嘉一郎　中魚津南町上郷小へ

氏名　旧任校名
鈴木正市　東蒲津川町鳥井小より
二木宏　新採用（講師）

既存権利の届出は、5月15日まで

◎昭和四十五年十一月十五日以前に市街化調整区域内に自分が住む住宅、自分の業務のための工場、商店などを建てる目的で農地法第四五条の転用許可を受けた方、若しくは農地以外の借地権をもっている方でまだ既存の権利届出書を届け出ていない方は期日を忘れずに早めに届け出て下さい。

◎既存の権利届出をしないと残念ながら家や工場を建てることができません。「**届出期限が五月十五日**」です。忘れずに？

◎既存の権利届出書の用紙は役場建設商工課にあります。

なお届出の際、農地転用許可書の写二部と印鑑をご持参下さい。

拠出制国民年金の

老令年金の支給が始まる

昭和三十六年四月国民年金法が施行されてから早くも十年の才月をみることになりました。

いよいよ皆様待望の老令年金の受給権が今年四月より始まりました。いわゆる拠出制国民年金が発足した昭和三十六年四月のときに明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日（当時満五十才以上～五十才未満）生れの人で国民年金を任意で加入した人が保険料を十年間掛終った人が満六十五才に達した翌月から年額六万円を終身受給することの請求権が発生します。又希望により満六十才より繰上支給を受けることもできます。ただしこの場合は減額支給となりますので念のため申し添えておきますので該当者は役場厚生課年金係へ請求届出して下さい。

なお、請求手続は年金係で受付していますので以上詳細については役場厚生課へお問い合せ下さい。

ねたきり老人等に、助成費が

ねたきり老人、白内障に罹患している老人のおられる家庭は、本人はもとより家族の身体的、経済的な負担は大きなものであります。

これら老人に対する福祉対策の一環として、次に掲げる事業を村が実施主体となって行っていますので希望者は役場厚生課にお申出下さい。

一、老人医療費助成事業

黒埼村の区域内に居住する六十五才以上の老人で三カ月以上常に臥床し食事、排便、寝起き等、日常生活の用の大半を他の介助によらなければならない状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められるねたきり老人に対し、医療費の自己負担額を助成するものであります。

二、老人性白内障手術費支給事業

老人性白内障で開眼手術が可能である老人に対し、その手術の実施に必要な経費のうち自己負担相当額を公費補助することにより、盲老人の福祉の向上を図るものであります。

老人性白内障手術費の支給対象者は、原則として同居の生計中心者が所得税を課されていない世帯に属する六十五才以上の者で老人性白内障に罹患し開眼手術の可能な者に限ります。

なお、老人福祉の各事業について不明な点、又は詳細については厚生課にお問い合せ下さい。